

別表第 2

指定作業場

- 1 製造、加工、精製又は修理の工程において、別表第 4 第 2 項の表 7 の項から 35 の項までに掲げる物質を含有する物を使用し、又は排出する作業場
- 2 自動車駐車場(自動車等の収容能力が 15 台以上のものに限る。)
- 3 ガソリンスタンド(貯蔵能力 20,000 ℓ以上のものに限る。)、液化石油ガススタンド及び貯蔵所(液化石油ガスの貯蔵能力が 10 t 以上のものに限る。)、並びに天然ガススタンド及び貯蔵所(液化天然ガスの貯蔵能力が 5 t 以上のものに限る。)並びに前記以外の炭化水素系物質で、単一物質にあつては 1 気圧で沸点が 150℃以下、混合物にあつては 1 気圧で 5%留出点が 150℃以下の貯蔵所(炭化水素系物質の貯蔵量が 5 kℓ以上のものに限る。)
- 4 油槽所(貯蔵能力が重油 5,000 ℓ、軽油 2,000 ℓ、灯油 2,000 ℓ以上のものに限る。)
- 5 専用自動車ターミナル(事業用自動車を同時に 10 台以上停留させることができるものに限る。)
- 6 自動車洗車場(スチームクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。)
- 7 ウェストスクラップ処理場
- 8 セメントサイロ(セメント袋詰め作業が行われるものに限る。)
- 9 鉄骨又は橋りょうの組立ての作業場(建設又は建築の現場作業を除く。)
- 10 板金又は製缶の作業場
- 11 畜産業の用に供する畜舎
- 12 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場
- 13 臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害物質を使用する食物のくん蒸の場
- 14 麺類製造場
- 15 豆腐又は煮豆製造業(原料豆の湯煮施設を有するものに限る。)
- 16 洗濯施設を有する事業場
- 17 廃油処理施設又は污泥処理施設を有する事業場
- 18 し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 200 人以下のし尿浄化槽を除く。)を有する事業場
- 19 工場、作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場
- 20 終末処理場(下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 6 号に規定する終末処理場をいう。)
- 21 暖房用熱風炉、ボイラー(日本産業規格 B8201 及び B8203 伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 5 m²以上のものに限る。)、焼却炉(焼却能力 1 時間当たり 30 kg 以上のものに限る。)を有する事業場
- 22 クーリングタワー(原動機の定格出力が 0.75kw 以上のものに限る。)、冷凍機(原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。)、圧縮機(原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。)、空調機(電気式のものにあつては圧縮機の定格出力が 2.25kw 以上のものに、ガスエンジンのものにあつてはエンジンの定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。)及び送風機(原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。)を有する事業場
- 23 鉱物(コークスを含む。)又は土石のたい積場(面積が 300 m²以上のものに限る。)
- 24 水道施設(水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 8 項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84 号)第 2 条第 6 項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であつて、沈でん施

設又はろ過施設を有する作業場(これらの施設の浄水能力が1日当たり5,000 m³未満の作業場を除く。)

- 25 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場(国又は地方公共団体の試験研究機関、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究機関、大学及びその附属研究機関並びに環境計量証明業に限る。)
- 26 ちゅう房施設又は入浴施設を有する旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。)に属する事業場
- 27 水産物に係る卸売場又は仲卸売場を設ける中央卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう。)及び総面積が1,000 m²以上の卸売場又は仲卸売場を設ける地方卸売市場(同条第4項に規定するものをいう。)
- 28 病院(病床数が150以上を有するものに限る。)
- 29 畜産物及び水産物の小分けの用に供する洗浄、細切、選別又は加工する施設を有する作業場
- 30 集団給食施設(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する共同調理場に設置されるちゅう房施設をいう。)を有する事業場(1日当たり3,000食以上のものに限る。)
- 31 ちゅう房施設を有する飲食店、弁当仕出し屋、又は弁当製造業(ちゅう房面積が100平方メートル以上のものに限る。)
- 32 燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25ℓ以上のガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関(空調用に使用するものを除く。)及びガソリン機関を有する事業場
- 33 トラクターシャベル、ブルドーザー、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業場(建設工事として行われる作業を除く。)
- 34 自走式破碎機による破碎作業場(建設工事として行われる作業を除く。)
- 35 馬房施設(馬房の総面積が500 m²未満の事業場に係るものを除く。)